

一般財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札等参加資格者選定要領

財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札等参加資格者選定要領
(昭和 52 年 11 月 18 制定) の全部改正 (平成 23 年 1 月 31 日制定)

改正 平成 25 年 3 月 27 日

平成 29 年 5 月 31 日

題名・・・改正 平成 25 年 3 月 27 日

(目 的)

第 1 条 この要領は、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領 (昭和 52 年 11 月 18 日制定) 第 22 条第 3 項及び第 28 条第 1 項の規定により、公社の工事等に関する各指名競争入札等ごとの被指名者等を選定する事務について、当該事務の厳正かつ公平な執行を図るために必要な事項を定めるものとする。

(委員会等の設置及び所掌事務)

第 2 条 理事長は、前条に定める指名競争入札等の被指名者等の決定及びそれに必要な連絡調整等を行うため別表に掲げる委員会等を置き、その所掌事務、組織、委員及び庶務を担当する部課は、同表のとおりとする。

(委員長、職務代理等)

第 3 条 委員会等の委員長は、その属する委員会等の会議の議長となり、当該委員会等の事務を掌理する。

2 委員長に事故があるときは、委員会等にその職務を代理する者 (以下「職務代理者」という。) を置くことができる。

3 職務代理者は、委員長がこれを指名する。

(臨時委員)

第 4 条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の職員を臨時にその属する委員会等の委員として出席させることができる。

(招集)

第 5 条 委員会等は、当該委員会等の委員長が必要に応じてこれを招集する。

(会議)

第 6 条 委員会等の定足数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 指名競争入札等参加資格者選定委員会は、委員 (委員長を含む。) の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(2) 指名競争入札等参加資格者選定小委員会は、委員 (委員長を含む。) の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(指定工事店)

第 7 条 指名競争入札等参加資格者選定委員会は、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者登録要綱 (平成 13 年 2 月 14 日制定) に基づき登録された参加資格者 (以下「参加資格者」という。) のうちから、市営住宅に係る緊急を要する工事等及び予定価格が 100 万円未満の工事等 (以下「住宅工事等」という。) を施行させるにふさわしい者 (以下「指定工事店」という。) を募集し、選定のうえ予め指定することができる。

る。

(住宅工事等の被指名者の選定)

第8条 管理課長は、前条に定める予定価格が100万円未満の住宅工事等を施行する場合において、同条に定める指定工事店に指定された者のうちから被指名者等を選定することができる。

(被指名者の選定)

第9条 委員会等は、被指名者等を選定しようとするときは、参加資格者のうち、当該工事等の予定価格に応じてこれに対応する施行等能力を有するものうちから選定しなければならない。

2 委員長が特に必要と認める工事等にあつては、参加資格者のうちから業種・工種にかかわらず選定することができる。

3 前2項に規定にかかわらず、特に必要と認める工事等にあつては、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうちから選定することができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成23年 2月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年 6月 1日から施行する。

別 表

委員会等	所掌事務	組織及び構成員	庶務を担当する課係等
指名競争入札等参加資格者選定委員会	一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第22条の規定により、公社の工事等に関する指名競争入札ごとの被指名者を指名する。	委員長 総務部長 委員 保全部長 建築担当部長 総務課長 管理課長 保全課長 設備課長	総務課 庶務係
指名競争入札等参加資格者選定小委員会	一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第28条の規定により、公社の工事等に関する随意契約ごとの見積書を徴する相手方を決定する。	委員長 建築担当部長 委員 総務部長 総務課長 保全課長 設備課長	総務課 庶務係